

## 生徒心得

学校生活は、お互いに励まし合い助け合って安心安全に集団生活をしていくことに意義がある。また、集団生活を通して社会で生きるために必要な社会性や規範意識などを身に付けることも大切である。この生徒心得には、明るく元気一生懸命に充実した学校生活を送るための約束事と心構えが書かれている。しっかりと内容を理解し、自らすすんで毎日の生活に活かせるように心がけよう。

### ◎学 習

- 1 自主的に勉強し、日々の予習復習を怠らず学力の向上に努める。
- 2 課題は各自真剣に取り組み、定められた期日までに必ず提出する。
- 3 授業に必要な用具は毎日持って登下校する。
- 4 座席は座席表に従って着席し、みだりに変わらない。

### ◎考 査

- 1 考査は公明正大な態度で受ける。
- 2 机列は6列とし、名簿番号順に席につく。
- 3 筆記用具その他特に指定されたものの他は、考査開始前に所定の場所に置く。机の中には一切ものを入れておかない。特に携帯電話は電源を切って鞆にしまう。
- 4 生徒間の物品の貸借はしない。
- 5 考査時間中は発言しない。ただし質問等のあるときは、手を挙げて、監督者の許可を得てからにする。
- 6 みだりに横見をしたり、自席をはなれたりしない。また誤解を受け易い態度はしない。
- 7 考査時間割発表後、定められた期間は職員室等に入出入りしない。
- 8 考査や特別学習等を欠席する場合は病院にかかったことを証明する書類等を提出する。

### ◎出席，欠席，遅刻等

- 1 予鈴（8時40分）までに登校して、遅刻しないようにする。
- 2 病気その他の事故で欠席，遅刻，早退又は欠課をするときは，事前にHR担任に連絡する。
- 3 病気欠席が一週間以上にわたるときは医師の診断書を提出する。
- 4 忌引の日数は次のとおりである。

一親等（父母）	7日以内
二親等（祖父母，兄弟，姉妹）	3日以内
三親等（伯叔父母，曾祖父母）	1日以内

### ◎登校，下校

- 1 登校から下校までの間は無断で校外に出ない。必要ある場合は，生徒手帳に記入し，HR担任の許可を受ける。

- 2 17時30分の下校時間を厳守し、直ちに帰宅する。ただし顧問付添の部活動や補習等の場合、1時間延長することができる。
- 3 下校に際しては、教室その他使用したところの戸締り、消灯・施錠をする。
- 4 土・日曜・祝日の登校は先生の付添がなければ許可しない。登下校は制服とする。
- 5 自転車通学を許可されたものは、所定のシールをつけ施錠して所定の場所に置く。

#### ◎礼 儀

- 1 明瞭で正しい言葉づかいをする。
- 2 先生、来客に対して挨拶する。
- 3 生徒相互間においても挨拶し、相手を傷つけるような言動はしない。
- 4 交際は相互の人格を尊重しあい、明るいものであるよう心がける。特に男女交際は高校生としての自覚をもち、節度を守る。
- 5 屋内においては防寒着の着用はしない。
- 6 屋内で大声を出したり、放歌したりして他人に迷惑をかけることはしない。
- 7 どのような場合でも暴力は用いない。

#### ◎保健衛生

- 1 健康で安全な生活を送るために、各自の健康管理に努める。
- 2 悩みや不安から抜け出すことが困難な時には、身近な人に気軽に相談する。
- 3 清掃分担区域の掃除に積極的に取り組み、校舎内外の清掃美化に努める。

#### ◎公共物、所持品

- 1 校舎、校具（学校備品）運動用具その他の公共物は丁寧に良心的に取り扱う。
- 2 公共物の使用後は責任をもって整理しておき、万一破損したり、紛失したりしたときは速やかに申し出る。
- 3 生徒会、部、クラス等に関する掲示物その他刊行物の発行にあたっては事前に生徒会顧問、部顧問、HR担任の許可を得て所定の位置に貼る。また個人、サークルの場合はHR担任を通じ生徒指導部の許可を受ける。
- 4 所持品には必ず記名をする。なお不要な物品及び金銭は持参しない。
- 5 貴重品は必ず身につけておく。体育の時間等は貴重品袋に入れ、活動場所に持って行く。
- 6 紛失、拾得物は生徒指導部に届け出る。
- 7 金銭の貸借はしない。
- 8 学校にスマートフォン、携帯電話を持ってきた場合は、校内に入る前に電源を切り、鞆の中に入れておく。校内ではスマートフォン、携帯電話の使用を原則禁止する。

### ◎特別活動

- 1 ホームルームの時間は必ず出席する。
- 2 集会は良識ある態度をもってのぞみ，特に集合は敏速に行う。
- 3 部活動の時間には，指定された教室又は運動場に集合して真面目に活動する。
- 4 部活動等の物品はその部長が責任をもって保管し，部室にあるものは物品管理と共に整理整頓に心がける。

### ◎校外生活

- 1 常に服装，言動に注意し，生徒の本分を自覚して，本校生徒としての体面を傷つけないように心がける。
- 2 飲酒，喫煙，万引き等法律に違反することはもちろん道徳に背反するような行為はしない。
- 3 無断外泊はもちろん，生徒の家で相互が宿泊することはしない。
- 4 遊技場等不健全な場所への出入りはしない。
- 5 アルバイトは原則として禁止する。ただし経済的理由で行う場合はアルバイト許可申請書をHR担任へ提出し生徒指導部会で審議を行い許可を得る。

### ◎交通安全

- 1 道路交通法を守り，正しい交通ルールを理解して交通安全に努める。
  - (1) 「人は右，車は左」を励行する。
  - (2) 無免許運転，傘さし運転，自転車の二人乗り，並進等をしない。
  - (3) 踏切りでは一旦停止して安全を確認する。
  - (4) 信号を守る。
  - (5) 自転車にはライト・ベル・反射板がついていること。
  - (6) 雨天時に自転車に乗るときは必ずカッパを着用する。
- 2 通学用自転車は必ず整備し，所定の通学許可証を貼る。また，駐輪場では必ず鍵をかけること。(2ロックが望ましい)
- 3 違反をくり返したり，指導に従わない場合は自転車通学許可を停止する。
- 4 在学中に運転免許取得はしない。必要あって取る場合は，(3年次に就職先決定後等)事前に担任へ届け出て生徒指導部の許可を得てから取得するようにする。
- 5 事故や交通違反のあったときは，速やかに届け出る。
- 6 県下の高校では四ない運動(オートバイや自動車については，免許はとらない，乗らない，買わない，乗せてもらわない)をすすめているので，これを守る。

## 生徒服装規定

### I 制服にふさわしい着こなしや身だしなみに留意する。

#### 1 制服

学校指定のものとする。

##### (1) 学生服

- ア 学生服またはカッターシャツとする。
- イ ベルトは必ず使用する。ただし、色は黒、紺、茶とする。
- ウ 上着丈の長さは、直立したときにベルトが見えない程度の長さとする。
- エ 学生服の下に着るものは上着からはみ出さない長さとする。
- オ カッターシャツはズボンの中に入れる。
- カ カッターシャツの下に着るものは白色を基調とした透過しないものとする。ただし、胸のワンポイント（握り拳大）は認める。

##### (2) セーラー服

- ア 上着丈の長さは、直立したときにスカートのベルトが見えない程度の長さとする。
- イ スカートの丈は、直立したときに短くても膝にかかる長さとし、長くても膝下9cmまでとする。
- ウ セーラー型標準服の下に着るものは、上着からはみ出さない長さとする。
- エ 学校指定のカーディガンを使用してもよい。

#### 2 通学靴

ローファー、運動靴とする。

#### 3 靴下

- (1) 白、黒、灰、紺の単色とする。ただし、ラインやワンポイント等ある場合は目立たないものとする。
- (2) ストッキング、タイツは黒またはベージュの単色とする。
- (3) ソックスカバー、レッグウォーマー、ルーズソックス等は履かない。

#### 4 頭髪

染髪、パーマ、カール等の技巧はしない。髪飾りは使用しない

##### (1) 学生服

- ア 前髪は目が隠れない程度の長さとする。
- イ 上着の襟、耳が隠れない程度の長さとする。
- ウ 整髪料は使用しない。
- エ 髪留めは使用しない。

##### (2) セーラー服

- ア 前髪は目が隠れない程度の長さとする。
- イ 髪留めはヘアピン、ゴムのみとし、色は黒、紺、茶とする。

## 5 その他

次の行為を禁止する。

- (1) 化粧や、それに準ずる行為。香水・マニキュアの使用。額をそり上げること。眉毛を細くすること。故意に爪を伸ばすこと。装身具（指輪・ネックレス・ピアス等）の使用。
- (2) 何らかの事由により規定に則ることができない場合は、異装届を提出し、許可を得る。

- II 生徒会中心に生徒と教員が対話をし、校則の見直しを通じて生徒の主体性が発揮され、生徒が成長していくことを目指していく。

### 1 改定過程

- (1) 生徒と教員との意見交換
- (2) 生徒指導部で原案作成
- (3) 生徒指導委員会で検討
- (4) 生徒と教員との再意見交換
- (5) 運営委員会で検討
- (6) 職員会議で報告

なお、改定された生徒服装規定も、随時検討し、見直しを重ねていく。